平成２１年（フ）第３７９号
群馬県伊勢崎市山王町1144番地２　グランドール山王Ｃ201
債務者　阿部　行男
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３８０号
群馬県伊勢崎市山王町1144番地２　グランドール山王Ｃ201
債務者　阿部　貴之
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４００号
群馬県伊勢崎市東小保方町1050番地23
債務者　閑野　　巧
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４０１号
群馬県前橋市若宮町３丁目19番５号
債務者　奥泉　幸一
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第１７２４号
愛知県小牧市中央４丁目125番地　サンパーク城見Ｂ105号
債務者　中田　由美
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８２１号
名古屋市昭和区神村町１丁目75番地　シティライフ神村302号
債務者　丸山　清吉
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８２２号
名古屋市昭和区神村町１丁目75番地　シティライフ神村302号
債務者　丸山　恵子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９０３号
愛知県瀬戸市みずの坂１丁目68番地
債務者　石田　久美
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４７２号
大阪府東大阪市玉串町西３丁目４番２―202号
債務者　近藤　節夫
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１９９号
大阪府高槻市大冠町２丁目44番５号
債務者　正司　孝宏
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２９５号
大阪府大東市三箇４丁目９番16号　イリベリーノ102号
債務者　仁平学こと　金　　学
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３３３号
大阪市東淀川区豊里２丁目１番１―111号
債務者　上村　茂男
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６６５号
大阪府高槻市天川町１番10―306号
債務者　森　　夏樹
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７４３号
大阪府門真市堂山町４番20号
債務者　三田村清美
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７６４号
大阪府東大阪市加納８丁目12番33号　301号
債務者　山本　紀子（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１０４号
大阪市浪速区恵美須西３丁目２番11号　鷺乃成ビル301号
債務者　メンバーズティアラこと　澤　千恵子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１６５号
大阪市淀川区木川東１丁目10番22号　第１ハイツ７号
債務者　松本　美加
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部